

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、翌日が休日となる場合)

鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県しゆんせつ船貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「六、五七三円」を「六、七一〇円」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- ◆規則  
◆規則 鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則  
◆告示  
◆告示 字の区域を変更する旨の届出  
◆解除  
◆解除 予定の保安林による解除の通知  
◆土地改良法による換地処分  
◆土地改良法による換地計画の適否の決定

## 告 告

### 鳥取県告示第四百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 一 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四十六年三月八日現在の地番による。)
-------------	----------------------------

大字松河原字深マタ平のうち六六の一、六六の六、六六の

九から六六の一四まで、六七の一、六七の九、六八の一、六八の六、六九の一、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の

大字松河原  
字深マタ平

二、七四の二、七五の二、七六の二、七七の二、七八の二、  
七九の二、八〇の二、八一の二、八二の二、八三の二、八四  
の二、八五の二、八六の二、八七の二、八八の二、八九の  
二、九〇の二、九一の二、九一の五、九二の二、九二の五、  
九三の二、九三の五、九四の二、九四の五、九五の二、九五  
の五、九六の二、九六の六、九七の四及びこれらと一体をな  
す国有地の一部以外の区域

大字松河原  
字横峯

大字松河原字深マタ平六六の二、六六の六、六六の九から  
六六の一四まで、六七の一、六七の九、六八の一、六八の  
六、六九の一、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の二、  
七四の二、七五の二、七六の二、七七の二、七八の二、七九  
の二、八〇の二、八一の二、八二の二、八三の二、八四の二、  
八五の二、八六の二、八七の二、八八の二、八九の二、九〇  
の二、九一の二、九一の五、九二の二、九二の五、九三の  
二、九三の五、九四の二、九四の五、九五の二、九五の五、  
九六の二、九六の六、九七の四及びこれらと一体をなす国有  
地の一部並びに大字松河原字横峯の全域

#### 鳥取県告示第四百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法  
(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年七月七日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
杉林道子	鳥薬第二六七号	昭和四十七年六月十六日

#### 鳥取県告示第四百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 一 解除予定に係る保安林の所在場所 | 八頭郡郡家町大字姫路字広畠ケノ一 八〇三一一、八〇三一一三から八〇三一一五まで(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。) |
| 二 保安林として指定された目的   | 水源のかん養   |
| 三 解除の理由           | 林道敷地とするため  |

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

昭和47年7月7日 金曜日

鳥 取 県 公 報

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字石ヶ谷八〇五一一一、八〇五一一二、八〇五

一一四、八〇五一一六(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第四百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字扇山(国有林)(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第四百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡閔金町大字閔金宿一、一七五番地閔金土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る横峯地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第四百七十一号

昭和四十七年三月二十九日付で溝口町長から申請のあつた日野郡溝口町畑池地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年七月八日から二十日間

三 縦覽に供する場所  
溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。